研究の視点と方法

1 研究の背景とねらい

本研究のねらいは、学校においてボランティア活動等社会奉仕体験活動を進めることの意義 を明らかにして、促進のための具体的な方策を提示することにある。

人は誰でも、他者の役に立つことができる存在である。自分のみならず人々が必要としているものを感じ取り、それを理解し満たす能力を誰もがもっている。このような能力は、学習によって高まり、確かなものとなっていく。学習することは、個人がますます多くの他者の必要に応えられるようになることであり、多くの人々と共感しつつ生きることの自己を形成することである(1)。

都市化や少子化、地域社会における人間関係の希薄化などが進む中で、今日、他者の役に立つ力を蓄える教育、他者の役に立つことによって自らの存在を人々の間や社会に根ざしたものとして肯定していく教育の機会が乏しくなっている。ボランティア活動等社会奉仕体験活動は、子どもたちにこのような教育の機会をもたらすとともに、思いやりの心を育て、社会に対して積極的にかかわり、将来、社会人、地域の一員として責任ある行動がとれるよう社会連帯や社会規範など公共的価値を喚起する学習として、政策的にも、国際的にもその期待が示されている(2)。

東京都は、国の動向に先駆け、教育委員会の教育目標に「社会の一員として、社会に貢献しようとする人間」の育成を掲げている。重要施策の『心の東京革命行動プラン』では、学校での取り組みとして「教室での授業ばかりではなく、積極的に外の世界を子どもたちに体験させることが必要です。学力をつけることももちろん大切ですが、老人ホームの手伝いや公園の清掃などの奉仕活動を通して、社会に貢献する気持ちをはぐくみましょう」と述べられている。

学校におけるボランティア活動等社会奉仕体験活動の取り組みについては、これまでも多くの実践がなされている。とはいえ、本研究で行った福祉教育に携わる教職員や担当指導主事等からの聞き取りにおいても、現状として、体験の成果を十分に引き出せずに終わっていたり、熱心な教師による特異な取り組みであったり、教育課程上の位置付けが曖昧であるなどの状況が示されている。学校全体として明確なねらいをもち、十分な指導方針や指導計画を備え、ある程度まとまったボランティア活動等社会奉仕体験活動を行っている学校は、まだそれほど多いとは言えない。

これらの理由を考えてみると、十分な時間を取ることができないなど物理的条件に関する事柄が先の聞き取りにおいてもみられたが、それ以外にも内容的な事柄として、学校教育におけるボランティア活動等社会奉仕体験活動の意義に対する理解の不十分さや、活動を進める内容や方法に関する情報の不足などを挙げることができる。

また、東京都におけるこの分野の研究・開発についても『青少年のボランティア活動の振興に関する研究』(平成7年度都立教育研究所社会教育研究室)や『東京の教育 21 ボランティア教育』(平成9年度、10年度)、『ボランティア教育の在り方について』(平成12年度指導部)などが出されてはいるが、いずれも個別の事例紹介に多くのページが割かれており、多様な分野の事例が示されているものの、上記に示した課題(理由)に応えるものとは必ずしもなっていないように思われる。

2 研究の方法

以上のことから、改めて、ボランティア活動等社会奉仕体験活動を学校において進めること の意義を明らかにしていく必要性と、見通しをもって活動を推進していくことができる効果的 な方策をきめ細かく提示するという研究上の課題が浮かび上がってくる。

前述したように、ボランティア活動等社会奉仕体験活動に関するこれまでの研究は、促進のための方策を十分に示しえてはいないように思われる。それらは、単なる事例紹介的な内容で止まっていたり、アンケートの結果から一般的な傾向を導き出すなどの方法がとられていることが多い。しかしこれでは、一たび学校の条件が異なってしまうとその実施が不可能であったり、全体的な傾向を把握することはできたとしても、実際の状況に対しては、漠然とした結果を示していることが多い。

このような研究方法上の反省から、本研究では、先進的な実践の分析から出発し、その検討を通して、実践の過程を構造化し、その中から実施可能な方策を見付け出していくように心がけた。その際、重要なのは、実践をいくつ取り上げたかということではなく、取り上げた実践がどれだけ理論的にも実践的にも深く考えられ、体系化されているかということである。それゆえ、本研究では、あらかじめ先行研究等を参考にしながら、ボランティア活動等社会奉仕体験活動を促進する7つの観点を設定し、この観点に従って、都内の先進的な事例を収集、分析・検討していくこととした(3)。

活動を進めていく上で、その意義や目的がどのようにとらえられているか

実施にあたって教育課程上にどのように位置付けているか

活動の内容及び流れはどのようなものか

子どもの様子はどのようなものか

教師のかかわり、指導、評価はどのようなものか

学校・保護者の組織・体制はどのようなものか

地域・関係諸機関等との連携はどのように進んだか

都内の先進的な事例の分析・検討からは、そこに共通して見られる学習活動の展開過程をモデル化し、ボランティア活動等社会奉仕体験活動を学校において促進していくための方策や指導上の工夫点を見付け出していくこととした。さらに、この学習活動の展開モデルに従って、小学校および中学校段階における具体的な学習活動の展開例を構想し、その上で、学校におけるボランティア活動等社会奉仕体験活動の指導上の工夫を整理していくこととした。

注

- (1) 宮崎隆志「人間回復への教育改革」『月刊社会教育』平成 15 年 1 月号 国土社
- (2) 国及び国際的な動向については、以下のとおりである。

平成 12 年 12 月に示された『教育改革国民会議報告』は、17 提案の一つとして「奉仕活動を全員が行うようにする」ことを盛り込んだ。そこでは、小・中学校において 2 週間、高校では 1 か月間程度の奉仕活動を行うことや将来的に満 18 歳後の青年が一定期間、環境の保全や農作業、高齢者介護など様々な分野において奉仕活動を行うことが提案されている。『教育改革国民会議』の提案は、平成 13 年 1 月「21 世紀教育新生プラン」として政策課題に取り上げられ、同年 7 月には、児童・生徒の社会性や豊かな人間性をはぐくむ観点から、小学校等におけるボランティア活動等社会奉仕体験活動を促進していくことが学校教育法及び社会教育法に盛り込まれた。

法の改正と並行し中央教育審議会では、平成13年4月に文部科学大臣から「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」諮問を受け、平成14年7月に「答申」を提出した。そこでは、学校の体制作り、教職員の意識・能力の向上、教育活動全体を通じた体験活動の充実、興味・関心を引き出した自発性を高める工夫、事前指導・事後指導の工夫、活動の円滑な実施、適切な評価、事故発生時の備えなどについて配慮していく必要性が示された。

文部科学省は、平成 14 年 3 月に、奉仕活動・体験活動の推進に当たっての福祉担当部局との連携についての通知を出し、平成 14 年度から、国、都道府県、市町村において、幅広い関係機関・団体と連携等を図る協議会や情報提供、コーディネート等を行う支援センターを設置するなど、学校教育と社会教育を通じた体験活動の推進のための体制整備を進めている。

国際的動向としては、まずアメリカでは、地域社会を学びのフィールドにし、アカデミックな学習を地域での活動へと結びつける教授法「サービス・ラーニング」への注目が集まっており、サービス・ラーニングを取り入れている学校は全体の32%で、高等学校においては50%に達している。

イギリスでは、2002 年秋から、中等学校での新しい教科「市民教育」(Citizenship)がナショナル・カリキュラムにおいて必修化された。この教科は、参加型市民社会の責任ある担い手を育てることを目指しボランティアを含む社会参加活動とクロス・カリキュラムの手法を用いて展開される。『教育技能省』によれば、「市民教育」は、生徒の精神的、社会的、文化的成長を促進し、学校の教室や教室を越えた場においても、より自尊心と責任感ある人間を育成する「社会的・道徳的責任」、学校や近隣、地域、そして広い世界における生活において、生徒たちが有益な役割を果たすことを奨励する「コミュニティへの参加」、

異なる国籍や、宗教、人種的アイデンティティを尊重することを奨励し、課題を発見し、 反省し、論議に参加する「政治的能力」を育成することが目指される。また、この新しい教 科の充実のためには、市民社会を基盤として多様な教育スキルを開発している「市民非営利 セクター」の参加を必要とし、学校教育を進めていくためのパートナーシップは不可欠であ るとしている。

市民教育の重要性にはフランスも着目し、1998年から「市民教育を通じて共に生きることを学ぶ」ために、環境教育、地域の障害者などを対象にしたボランティア活動をカリキュラムに盛り込んだ。歴史・地理の教員を中心に週1時間程度行われている。

(3) 7つの観点は、先行研究を一通り検討した上で「学校として必要な情報は何か」をテーマにプレーンストーミングを実施した結果、整理したものである。

具体的に分析検討を行った事例は、大田区立新宿小学校、板橋区立金沢小学校、立川市立 若葉小学校、小平市立小平第二小学校、板橋区立板橋第五中学校、渋谷区立代々木中学校、 葛飾区立本田中学校 などである。